

大切なお知らせ

令和5年6月1日

お客さま各位

茨城県信用組合

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (ニセ電話詐欺被害防止対策)

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、高齢のお客さまの詐欺被害の拡大防止を図るため、これまで、過去1年間キャッシュカードによるATM振込取引を行っていない70歳以上のお客さまを対象に、ATM振込の利用制限を実施してまいりました。

県内において、65歳以上の方のニセ電話詐欺被害が増加していることから、今般、お客さまの大切な預金をお守りするため、下記のとおり振込制限対象年齢の引き下げを実施することとしましたので、お知らせいたします。

対象となるお客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 振込制限の内容

対象年齢を、「70歳以上」から「65歳以上」に引き下げいたします。

対象年齢	1日あたりお振込限度額	対象となるお客さまの条件
65歳以上※	1,000円	過去1年間ATMでお振込みをされていない個人および個人事業主のお客さま

※ 初回は、令和5年7月末現在で65歳以上のお客さまが対象となります。

2回目以降は、毎年12月末現在で上記条件となるお客さまが対象となります。

2. 実施日

令和5年9月1日（金）

3. 対象となるお客さまでお振込限度額の変更を希望される場合

平日の営業時間内にキャッシュカードとお届け印、本人確認書類をご持参のうえ、当組合窓口へお申し出ください。

ご本人さま確認のうえ、お振込限度額を変更させていただきます。

以上